

# 第2次 男女共同参画計画

## 概要版



### 計画策定の趣旨

- 少子高齢化が進行し、人口減少社会に入ったわが国が、今後も活力を維持し力強く発展していくために、男女共同参画社会の実現は、喫緊に取り組むべき最重要課題となっています。
- 京丹波町においても、平成19年に「京丹波町男女共同参画計画」を策定し、「男女が互いに支えあい 生き生きとすごせるまち 京丹波」を基本理念に掲げ、広報・啓発活動の強化や相談体制の整備など、総合的かつ計画的に男女共同参画の推進に取り組んできました。
- 本計画は、「京丹波町男女共同参画計画」の計画期間満了に伴い、男女共同参画をめぐる国・京都府の動きや、社会経済情勢の変化などを踏まえ、本町における状況を勘案し、必要な見直しを行うことにより、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的・体系的に推進し、世代を超えた男女の理解のもと、課題の解決を図るため「京丹波町第2次男女共同参画計画」を策定するものです。

### 1 男女共同参画社会とは

- 男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。（男女共同参画社会基本法第2条）
- 男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を実現するための基本理念として、以下の5つの柱を掲げています。

- |                              |                             |
|------------------------------|-----------------------------|
| <b>1</b> 男女の人権の尊重            | <b>4</b> 家庭生活における活動と他の活動の両立 |
| <b>2</b> 社会における制度又は慣行についての配慮 | <b>5</b> 国際的協調              |
| <b>3</b> 政策等の立案及び決定への共同参画    |                             |

## 2 計画の位置付け

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」として定めるものです。（「京丹波町総合計画」を上位計画とし、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び「京都府男女共同参画基本計画・KYOのあけぼのプラン（第3次）」を勘案）
- 本計画の「基本目標Ⅱ／重点課題1／③配偶者からの暴力の防止と被害者の保護に向けた環境づくり」を、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」として位置づけます。
- 本計画の「基本目標Ⅲ 男女の活躍を推進する基盤づくり」「基本目標Ⅳ あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり」を、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する「市町村推進計画」として位置づけます。

## 3 計画期間

- 本計画の期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

## 4 現状の課題

### ① 固定的性別役割分担意識等の変革

家庭、地域、職場など様々な場面で根付いている社会的・文化的につくられた性差（ジェンダー）による偏見や不平等、固定的性別役割分担意識の変革のため、教育の場面などにおける早期からの理解促進や、話しあいの場の創出など意識変革のきっかけづくりが求められています。

### ② 子育て・介護に対するサポート体制の充実

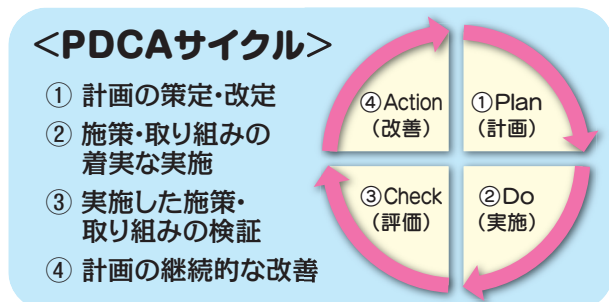
女性の労働力率が増加する一方、家事や育児などの家庭的責任の多くは、現在も女性が担っている状況がみられるなか、働きたい女性が、仕事と家事や育児との二者択一を迫られることなく希望をかなえ、男女の活躍を一層促進するため、子育て・介護に対するサポート体制の充実が求められています。

### ③ 男性の課題に対応した取り組みの推進

講演会などの学習機会には、男性も参加しやすいよう工夫するなど、多くの人の目に届く広報・啓発活動の推進が求められます。また、職場における男性の育児休業については、未だ周囲の理解が得にくい状況や、特に子育て世代の男性に長時間労働の傾向がみられることなどから、男性の家庭や地域活動への参加を促進するためにも、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた取り組みの推進が必要とされます。

## 5 計画の推進

- 総合的かつ効果的な男女共同参画の推進を図るため、国・府との連携を図ります。
- 家庭をはじめ、地域、職場、その他関係団体等との連携・協働体制を強化し、施策の推進を図ります。
- 町民等による推進体制を確立し、進捗状況や施策方針を確認するとともに、協議が必要な事項や新たな課題などについて検討を行い、円滑な推進を図ります。また、男女共同参画計画の内容や推進状況などの情報を公開し、広く町民に周知するとともに、町民意見の聴取に努め、計画の推進などに反映させます。



## 6 基本理念と体系

- 「京丹波町第2次男女共同参画計画」では、男女が互いを支えあい、認めあうことにより、性別に関わらずだれもが個性と能力を十分に発揮し、相互の力が影響しあうことにより活力あふれるまちとなることをめざし、「支えあい認めあう 男女の活力循環社会●京丹波」を基本理念に掲げ、計画の推進を図ります。

### 支えあい認めあう 男女の活力循環社会●京丹波

#### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

重点課題	施策の方向
1 男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進	①広報・啓発活動の充実 ②性と健康に関する正しい知識の普及・啓発
2 男女共同参画に関する教育や学習機会の充実	①学校教育等における意識づくりの推進 ②社会・家庭教育における意識づくりの推進

#### 基本目標Ⅱ 安心・安全に暮らせる地域づくり

1 あらゆる暴力を許さないまちづくり	①暴力をなくすための意識づくり ②暴力を根絶するための環境づくり ③配偶者からの暴力の防止と被害者の保護に向けた環境づくり
2 生涯を通じた男女の健康支援	①生涯にわたる健康の管理・保持・増進 ②妊娠・出産に関する支援
3 防災分野における男女共同参画の推進	①防災に関する政策・方針決定の場への女性の参画拡大 ②防災の現場における女性の参画拡大
4 支援を必要とする男女が安心して暮らせる環境整備	①ひとり親家庭への支援の充実 ②高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境整備

#### 基本目標Ⅲ 男女の活躍を推進する基盤づくり

1 多様なライフスタイルに対応した子育てと介護の環境づくり	①地域における子育て支援の充実 ②介護支援体制の整備
2 職場における男女共同参画の推進	①ワーク・ライフ・バランスの推進 ②働く男女の健康の保持・増進 ③男女の均等な雇用機会と待遇の確保に向けた啓発 ④ハラスメントを根絶するための環境づくり
3 家庭・地域における男女共同参画の推進	①男性の家事・育児・介護への参画の推進 ②地域活動における男女共同参画の推進

#### 基本目標Ⅳ あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり

1 政策・方針決定の場への女性の参画の推進	①審議会・委員会への参画促進 ②女性の登用に関する啓発 ③女性リーダーの育成
2 働く女性の活躍支援	①女性の就労・起業支援の促進 ②農林業・商工自営業における男女共同参画の促進

## 7 数値目標

基本目標	重点課題	数値目標		
		指標	現状値	目標値(H38)
Ⅰ 男女共同参画 社会の実現に 向けた意識づ くり	1. 男女共同参画に関する 広報・啓発活動の推進	男女共同参画講座開催数	3回/年(H27)	3回/年
		「男女共同参画社会」という用語の周知度	58.7%(H28)	75.0%
	2. 男女共同参画に関する 教育や学習機会の充実	講演会参加者数	90人/回(H27)	180人/回
		「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に反対する者の割合	62.4%(H28)	75.0%
Ⅱ 安心・安全に 暮らせる地域 づくり	1. あらゆる暴力を許さない まちづくり	「自分又は周りの人が、セクハラやDV等の被害にあったことがある」と回答した人の割合	30.2%(H28)	20.0%
		「セクハラやDV等の被害を相談しなかったが、相談しなかった(できなかった)人の割合	15.5%(H28)	10.0%
	2. 生涯を通じた 男女の健康支援	特定健康診査受診率	53.4%(H26)	60.0%
	3. 防災分野における 男女共同参画の推進	防災会議女性委員数	4.8%(H28)	9.8%
	4. 支援を必要とする男女が 安心して暮らせる 環境整備	福祉ボランティア団体数	52団体(H27)	60団体
		企業訪問・街頭啓発	55社(H27)	60社
Ⅲ 男女の活躍を 推進する基盤 づくり	1. 多様なライフスタイルに 対応した子育てと介護の 環境づくり	ファミリーサポートセンター活動回数	224回/年(H27)	350回/年
		子育て支援サークル数	0団体(H27)	1団体
		必要なサービス利用の待機者数(特別養護老人ホーム)	93人/年(H27)	65人/年
		認知症サポーター養成講座参加者数	延べ 2,350人(H27)	延べ 5,000人
	2. 職場における 男女共同参画の推進	「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」という用語の周知度	22.7%(H28)	50.0%
	3. 家庭・地域における 男女共同参画の推進	一日のうち(平日)家事をしていない男性の割合	17.6%(H28)	12.0%
まちづくり拠点数(既存施設等の有効活用)		4か所(H27)	8か所	
Ⅳ あらゆる分野 で女性が活躍 できる環境づ くり	1. 政策・方針決定の場への 女性の参画の推進	審議会等への女性登用率	27.9%(H28)	30.0%
		女性の管理職比率	19.4%(H27)	40.0%
	2. 働く女性の活躍支援	子育て世代における女性の労働力率	30~34歳 74.2% 35~39歳 79.0% (H22)	30~34歳 77.0% 35~39歳 82.0%
		家族経営協定締結農家数	25件(H28)	30件

### 京丹波町第2次男女共同参画計画

発行 平成29年3月  
 編集 京丹波町役場住民課  
 〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生八ツ谷62番地6  
 TEL 0771-82-3803  
 FAX 0771-82-0446  
 URL <https://www.town.kyotamba.kyoto.jp/>